

報道機関 各位

「山形県プレミアム付きクーポン券」の追加配布について

1 目的

昨年の10月下旬から実施している「山形県プレミアム付きクーポン券」の残部を活用し、県内の飲食店、小売店及び生活関連サービス業等を対象に落ち込んだ消費活動を喚起し、地域の景気浮揚につなげるもの。

2 主な対象業種

＜飲食店＞

- ・ 食堂、レストラン、専門料理店等など

＜小売店＞

- ・ スーパーマーケット、コンビニエンスストア等を除く各種商品小売業など

＜生活関連サービス業＞

- ・ クリーニング店、理容業、美容業、マッサージ業、運転代行業など

＜その他＞

- ・ 写真業、タクシー業など

⇒ 詳細は別添のとおり

3 配布の考え方

- | | | |
|-------------|--------------------------------|--------------|
| ① 残部(配布総数) | 95,000シート(380,000枚) | 額面：1億9,000万円 |
| ② 1店舗当たり配布数 | 50シート(200枚) | 額面：10万円 |
| ③ 配布予定店舗数 | 1,900店舗(配布を希望する店舗が想定を超える場合は抽選) | |
- ※ 山形市に所在する店舗には、緊急事態宣言の解除の見通しがたった段階でクーポン券を発送する。

4 受付体制

- ① コールセンターで電話受け
- ② WEB受け(県HPからの登録申込み)
- ③ 登録申込用紙による受け(県HPからダウンロードなど)

※ 既登録店舗も新たに登録手続きが必要となります。

5 今後の予定

- (1) 募集期間 令和3年4月26日(月)～令和3年5月9日(水)
- (2) 販売開始 令和3年5月下旬 ※ 感染状況などにより変更の場合あり

【問い合わせ先】

商業・県産品振興課 課長補佐 樋口
電話：023-630-3243・3370
報道監 産業労働部次長 大山

飲食店・小売店・生活関連サービス等消費応援事業
(プレミアム付クーポン券) 対象業種

〈飲食店〉

- ・食堂、レストラン、専門料理店（ラーメン、そば、うどん、すし）、居酒屋、料亭、バー、スナック、喫茶店、持ち帰り飲食サービス業、配達飲食サービス業

〈小売店〉

- ・各種商品小売業（スーパーマーケット、ドラッグストア、コンビニエンスストア、ホームセンターは除く）
- ・織物・衣服・身の回り品小売業（呉服、服地、寝具）
- ・男子服、婦人服、子供服、靴・履物、その他身の回り小売業
- ・飲食料品小売業（各種食料品、野菜・果実、食肉、鮮魚、酒小売、菓子・パン、その他）
- ・機械器具小売業（自動車、自転車、その他）
- ・その他小売業（家具、建具、畳小売、医薬品・化粧品、農耕用品、燃料小売業、書籍・文房具、スポーツ用品・玩具・楽器、写真機・時計・眼鏡）
- ・他に分類されない小売業

〈生活関連サービス業〉

- ・洗濯業（クリーニング店、コインランドリー）、理容業、美容業、その他の洗濯・理容・美容・浴場業（エステ店、ネイルサロン 等）、マッサージ業
- ・他に分類されないその他の生活関連サービス業（運転代行業 等）

〈専門・技術サービス業〉

- ・写真業

〈運輸業〉

- ・一般乗用旅客自動車運送業（ハイヤー業、タクシー業）